

やまと災害ボランティアネットワーク

サポート会員（災害ボランティア会員）規約

<第1章 総則>

第1条(規約の範囲)

1. 本規約は、やまと災害ボランティアネットワーク(以下当団体とする)の定款が定める会員(災害ボランティア会員)となった個人または団体に適用します。

第2条(会員)

1. 会員(災害ボランティア会員)は当団体の目的に賛同し、今後も想定される大和市及び日本国内の災害に対して救援活動を行なっていくために、直接被災地への救援に当たるものだけでなく、当団体の活動を支える、個人または団体です。

第3条(所在地)

〒242-0011 神奈川県大和市深見 3045 キングキャッスル B101

第4条(目的)

1. 当団体は、大和市及び日本国内において地震、津波、台風などの自然災害が新たに発生した場合、災害ボランティアが緊急かつ適切かつ持続的に被災者を救援、支援できるよう、災害ボランティアの育成と被災地へのより効果的な派遣システムの確立と普及を目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行います。
 1. 震災被災者緊急支援事業、被災地復興支援事業および被災地雇用促進事業
 2. 上記活動のための災害ボランティアの募集、トレーニング、組織化および派遣事業
 3. 災害ボランティアの育成事業および国内被災地への派遣事業
 4. 災害ボランティア促進キャンペーン事業
 5. 独自の災害ボランティア派遣システムのロジスティックス確立と普及
 6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

<第2章 会員>

第5条(入会)

1. 入会を希望するものは、当団体指定の登録用紙に必要事項を記入の上、当団体に提出します。

第6条(入会登録の不承認)

1. 以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがあります。
 1. 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
 2. 過去に当団体から会員資格を取り消されたことがある場合
 3. その他、当団体が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第7条(会費)

1. 会費は、以下に定めるとおりとします。

	入会費	年会費
正会員 個人	無し	5,000 円
賛助会員 個人	無し	3,000 円
団体		10,000 円
災害ボランティア会員		
個人	無し	無し
団体	無し	5,000 円

第9条(有効期間)

1. 本規約に基づく正会員の期間は、入会日から1年間とし、随時、更新していきま
す。
2. 災害ボランティア会員の期間は、入会日から2年間とし、随時、更新していきま
す。
(更新手数料 郵便・手数料 が発生する場合があります。2015年4月1日～)

第10条(変更の届け出)

1. 会員(災害ボランティア会員)は、その名称、住所、連絡先等、当団体への届出事
項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

第 11 条(退会方法)

1. 会員(災害ボランティア会員)は、当団体への申し出していただき、退会することができます。

第 12 条(会員資格の取消)

1. 当団体は、会員(災害ボランティア会員)が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合、その資格を取り消すことができるものとします。
 1. 当団体の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当団体が認めた場合
 2. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
 3. 本規約又は、その他当団体が定める規約に違反した場合
 4. 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
 5. その他、当団体が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

<第 3 章 サービス>

第 13 条(サービスの利用)

1. 会員(災害ボランティア会員)には、以下の特典があります。
 1. 当団体主催のイベント、講演会、活動(普及等)などを優先的にご案内します。

<第 4 章 個人情報>

第 14 条(個人情報の取扱いについて<一部抜粋>)

1. 当団体は、みなさまからご提供いただいた個人情報を、みなさまとの間の連絡のために利用させていただくほか、将来、よりよい活動のための調査・研究や、活動のご案内や報告書をお届けするために、のみ利用させていただくことがあります。

付則

1. 本会員規約は、平成 24 年 4 月 1 日より実施します。
2. 本会員規約の追加・変更、免責および損害賠償に関しては、当団体の定款に準じます。